

裁判官認印



和解調書

事件の表示 令和5年(ワ)第9597号
期 日 令和5年9月13日午後4時30分
場 所 等 東京地方裁判所民事第25部和解室

(ウェブ会議の方法による)

裁判官 宮崎 雅子
裁判所書記官 古河 陽子
出頭した当事者等 原告代理人 塩谷昌則
被告ら代理人

(各代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために
適切なものであることを確認した。)

手続の要領等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 古河 陽子



(別紙)

当事者目録

東京都板橋区

原告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

塩谷昌則

東京都北区

被告

A

栃木県那須郡

被告

B

上記兩名訴訟代理人弁護士

以上

和解条項

- 1 被告 B は、原告に対し、本日、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）及び同目録記載2の建物（以下「本件建物」という。）の同被告の共有持分（本件土地及び本件建物のいずれも8分の2）を、代金525万円で売り、原告はこれを買受ける。
- 2 被告 A は、原告に対し、本日、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）及び同目録記載2の建物（以下「本件建物」という。）の同被告の共有持分（本件土地及び本件建物のいずれも8分の1）を、代金262万5000円で売り、原告はこれを買受ける。
- 3 原告は、被告 B に対し、第1項の金員を、令和5年9月末日限り、同被告から本件土地及び本件建物の同被告持分全部移転登記手続きを受けるのと引換えに、以下の口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は原告の負担とする。

金融機関	三井住友銀行
口座種別	普通預金口座
口座番号	
口座名義	

- 4 原告は、被告 A に対し、第2項の金員を、令和5年9月末日限り、同被告から本件土地及び本件建物の同被告持分全部移転登記手続きを受けるのと引換えに、前項と同様の口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は原告の負担とする。
- 5 被告 B は、原告に対し、原告から第3項の支払を受けるのと引き換えに、本件土地及び本件建物の同被告の共有持分につき、本日付け売買を原因とする持分全部移転登記手続きをする。ただし、登記手続費用は原告の負担とする。
- 6 被告 A は、原告に対し、原告から第4項の支払を受けるのと引き換えに、本件土地及び本件建物の同被告の共有持分につき、本日付け売買を原因とす

る持分全部移転登記手続きをする。ただし、登記手續費用は原告の負担とする。

7 本件土地及び本件建物の令和5年度の固定資産税及び都市計画税合計5万5300円は、原告の負担とし、原告は、被告 A に対し、これを、令和5年9月末日限り、第4項記載の口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は原告の負担とする。

8 被告らは、第3項、第4項及び第7項の支払が確認できたのち、速やかに、原告代理人宛に領収証を送付するものとする。

9 原告は、第1項及び第2項の売買につき、被告らの本件土地及び本件建物の共有持分を現状有姿にて買い受けるものとする。

10 原告は、被告らに対し、第1項及び第2項の売買につき、契約不適合責任を免除する。

11 原告は、被告らに対し、その余の請求を放棄する。

12 原告と被告らは、原告と被告らの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

13 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

(別紙)

物件目録

1 所 在 足立区
地 番
地 目 宅地
地 積 m^2

2 所 在 足立区
家屋番号
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 m^2
2階 m^2

以 上

これは正本である。

令和5年9月14日

東京地方裁判所民事第25部

裁判所書記官 古河陽子

